

枚方発明アイデアクラブ 会則

(名称及び連絡場所)

第1条

この会は、枚方発明アイデアクラブと称し、連絡場所を会長宅に置く。

(目的)

第2条

この会は、発明アイデアに興味をもつ者の趣味と親睦をもとにした同好会であり、作品発表、情報交換等を行うことにより会員の発明や考案の実現を目指とともに、作品発表を通じ、会員の親睦を図り、すべての会員が集える楽しいクラブにすることを目的とする。

(事業)

第3条

この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 定例会議(通称例会)の開催

毎月1回(第2日曜日)に開催することとする。ただし、11月または12月は親睦会とする。

(2) 勉強会の開催や展示会等の見学

(3) クラブホームページの公開(ただし、議事録等はパスワード入力が必要)

(4) その他

(守秘義務)

第4条

作品発表及び意見交換等の内容については、守秘義務があり誓約書を提出することとする。

(役員)

第5条

この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

(5) 幹事 若干名

2. 役員任期は2年とし再任は妨げない。

3. 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員任期は前任者の残任期間とする。

4. 役員は、総会において選出する。

(顧問・相談役)

第6条

この会には、顧問及び相談役を置くことができる。

(総会)

第7条

総会は毎年、4月の定例会議(通称例会)の前に開催する。

2. 会長は総会を招集し、総会の議長は副会長が行うこととする。

3. 総会で審議、決定する事項は、次のとおりとする。

(1)事業報告及び決算

(2)事業計画及び予算

(3)会則の変更

(4)任期満了に伴う役員の改選

(5)その他

4. 会議の決定は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(会計)

第8条

この会の運営は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費は、年会費 1,000円(年度途中の入会の場合は、100円×3月迄の残月数)及び月会費 200円(出席された月のみ)とする。会費は如何なる理由も返却しないこととする。

(会計年度)

第9条

この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(附則)

第10条

発生した諸問題については、在籍者の過半数の例会において、出席者の過半数をもって決定する。

2. この会則は、平成30年5月13日より適用する。